

○松山衛生事務組合職員給与条例

制 定 昭和 41 年 6 月 23 日条例第 4 号

改 正 令和 5 年 2 月 20 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、本組合職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条に定める本組合職員の給与の支給については、松山市職員給与条例（昭和 27 年松山市条例第 31 号）及び同条例の改正に係る経過措置に関する規定を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 2 日から適用する。

付 則（令和 5 年 2 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。